

議案説明書

上下水道局 水道課・下水道課

提出議会：令和7年第5回定例会

1 案件名

議案第78号 佐野市水道事業給水条例及び佐野市下水道条例の改正について

2 概要

災害その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者、及び他の市町村が指定した排水設備指定工事店が市内で工事を行うことができるよう佐野市水道事業給水条例及び佐野市下水道条例の一部を改正する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

令和6年の能登半島地震では、多くの家屋で宅内配管や排水設備等が破損したが、業者自身も被災したことや、工事需要の集中により宅内配管や排水設備等を工事する業者が不足したことにより復旧が遅れることとなった。

これらに対応するため、国土交通省からの地方自治法に基づく技術的助言の通知により、本市においても被災地における工事の適正な実施を図るため、業者の確保が必要となることから、次のとおり改正する。

(1) 第1条 佐野市水道事業給水条例の一部改正

第5条第1項中「法第16条の2第1項の指定した」を「同条第1項の指定をした」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が、他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）が法第16条の2第1項の指定をした者又は当該水道事業者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(2) 第2条 佐野市下水道条例の一部改正

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が、この項の規定に相当する他の市町村の条例等の規定により指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

4 その他の事項

施行日 公布の日